平成２８年（フ）第４５７号
岡山市南区福田1015番地７　Ｂ102
債務者　中野　英昭
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７号
熊本県天草市南町５番３号井上アパート２号室、前住所熊本県天草市宮地岳町2274番地１
債務者　清水　末子（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月30日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第２９号
大分県速見郡日出町大字豊岡4944番地２　ソレアードⅢ104
債務者　大和　優奈（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第８４１１号
東京都荒川区東尾久２丁目46－８
債務者　内田かおり
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４７２号
神奈川県相模原市南区相模大野５丁目22－12－101
債務者　廣瀬　　淳
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５３７号
東京都板橋区赤塚１丁目32－８
債務者　青沼　美可
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５４６号
東京都練馬区上石神井３丁目５－13－403
債務者　小島あかね
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４５５号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目14番６号　ひいらぎ荘201号
債務者　吉川　　勉
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１４０号
東京都三鷹市新川１丁目13番７号グリーンハイツ210
債務者　岡沼　光男
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４４５号
静岡県掛川市下垂木1956番地の１　コーポウエストⅠ　201、前住所静岡県掛川市西大渕5493番地の２
債務者　髙橋　光正
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４６６号
静岡県浜松市東区子安町322番地の５グリーンフラッツ子安202、前住所静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1360番地ネオステージ東浜松壱番館301
債務者　中村　敦子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４７３号
静岡県袋井市浅羽2435番地の１　ビスタマールⅡ　203号室、前住所静岡県袋井市浅羽355番地の３　グレーヌⅡ　103号室
債務者　杉山　直記（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２１７６号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目14番18号　アヴァンティⅢ203
債務者　山田甲子郎
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１７７号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目14番18号　アヴァンティⅢ203
債務者　山田　文子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部